



一般財団法人 日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

風車型式認証



改訂記録

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2025.10.01	—	新規制定

目次

1. 適用	5
2. 用語の定義	5
3. 認証基準	6
4. 一般	7
4.1 言語と単位	7
4.2 情報の提供	7
4.3 依頼者からの文書提出	7
4.4 依頼者との合意	7
5. 業務提供の条件	8
5.1 一般	8
5.2 機密保持	8
5.3 解釈	8
6. 責任	9
6.1 責任	9
6.2 補償	9
6.3 補償請求	9
7. 雑則	9
7.1 不服の申立て	9
7.2 その他	9
8. 準拠法及び合意管轄等	9
9. 反社会的勢力の排除	9
10. 認証システムの管理	10
10.1 評価モジュールと認証種別	10
10.2 認証文書及びシンボル類	10
10.3 登録簿	11
10.4 年次報告書	11
11. 初回認証	12
11.1 一般	12
11.2 事前の相談	12
11.3 申し込み	12
11.4 各モジュールの評価	12
11.5 認証の決定	12
12. 認証の維持	14
12.1 サーベイランス	14
12.2 認証の変更	14
12.3 更新のための再認証	15



12.4 臨時サーベイランス 15

12.5 認証の一時停止 15

12.6 認証の失効 16

1. 適用

- 1. 本要領は、製品認証業務における風力発電設備に対する型式認証について規定する。

2. 用語の定義

- 1. 本要領で用いる主な用語及び定義は、JIS Q 17065 及び JIS C 1400-22 によるほか、下表に定める。

用語	定義
小形風車	受風面積が 200 m ² 以下の風力発電設備をいう。
風車（小形を除く）	受風面積が 200 m ² を超える風力発電設備をいう。
依頼者	本会に風車型式認証業務に係る審査申込書を提出する者をいう。申し込まれた風車型式を製造する製造業者でなければならない。
登録者	本会に風車型式認証業務の提供を依頼する依頼者のうち、本会が型式認証を授与し、登録簿に登録された依頼者を指す。
NK-PASS	本会ウェブサイト上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。
登録簿	本会が認証基準への適合性を確認した製品を登録し、公開する文書をいう。
認証基準日	認証文書が発行された以降、認証日に相当する毎年の日をいう。例えば、認証文書発効日が、2016 年 9 月 30 日であれば、2017 年以降、毎年 9 月 30 日が該当する。
IAF	製品認証機関等を認定する機関の国際組織である、国際認定フォーラム（International Accreditation Forum）をいう。
MLA	相互承認協定（Multilateral Recognition Arrangement）をいう。
認定機関	認証機関が提供する認証業務の基準への適合性を評価し、認定を授与する機関。
ILAC	試験所及び検査機関を認定する機関の国際組織である、国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Conference）をいう。
MRA	相互承認協定（Mutual Recognition Arrangement）をいう。
試験所	製品に対して規格類の規定に従った試験業務を提供できる機関をいう。特に、認定を受けた試験所とは、試験業務に関して基準への適合性を評価され、認定を授与された試験所をいう。
型式認証	風車型式が規定の要求事項に適合していることを、本会が書面を発行して証明する手続きをいう。
部品認証	主要部品の型式ごとに設計条件、適用規格、その他の技術的要求事項に従って設計、文書化及び製造されていることを証明する手続き。
プロトタイプ認証	ある規格に適合する型式認証を得るため、新型風車の試験を可能にし、指定された期間を通じて安全であるかを評価する手続き。
適合性評価	製品、行程又は役務が規定の要求事項をどの程度満たしているのかを系統的に調査すること。

3. 認証基準

-1. 本会は、風力発電設備に対する型式認証において、次の規格等及びこれらに引用される規格類を適用して評価を行う。また、これらの規格等及びこれらに引用される規格類は最新版の適用を原則とする。ただし、常に最新版の適用が求められるもの以外であって、旧版も有効である場合については、本会が適当と認める場合に限り、最新版ではない規格等及びこれらに引用される規格類を適用することを認める。また、同一の国際標準の適用もこれを認める。

- (1) NKRE-GL-WT01: 風力発電システムの認証に関するガイドライン
- (2) JIS C 1400-1: 設計要件
- (3) JIS C 1400-2: 小形風車の設計要件
- (4) JIS C 1400-3: 洋上風車の設計要件
- (5) IEC 61400-4: Design requirements for wind turbine gearboxes
- (6) JIS C 1400-11: 騒音測定方法
- (7) JIS C 1400-12-1: 発電用風車の性能試験方法
- (8) IEC 61400-13: Measurement of mechanical loads
- (9) JIS C 1400-21: 系統連系風車の電力品質特性の測定及び評価
- (10) JIS C 1400-22: 風車の適合性試験及び認証
- (11) IEC 61400-23: Full-scale structural testing of rotor blades
- (12) JIS C 1400-24: 雷保護
- (13) JEC-2130: 同期機
- (14) JEC-2137: 誘導機
- (15) JSWTA0001 小形風車の性能及び安全性に関する規格
- (16) Germanischer Lloyd (GL) Guideline for the Certification of Wind Turbines
- (17) Germanischer Lloyd (GL) Guideline for the Certification of Offshore Wind Turbines

-2. 本会が適当と認める場合には、上記以外の国際規格、国家規格、認証機関の規則などについても、認証基準として適用することを認める。

4. 一般

4.1 言語と単位

- 1. 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における言語は、日本語又は英語とする。その他の言語は、これを受け付けない。
- 2. 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における単位は、SI 単位系を原則とする。
- 3. 本会が発行する認証書は、和英併記とする。
- 4. 本会が発行する認証評価報告書は、日本語にて作成するものとする。

4.2 情報の提供

- 1. 依頼者は、本会が認証業務の提供に関し、必要と認める十分かつ正確な情報（図書や記録等）を提供しなければならない。本会が要請する図書の提出には応じなければならない。
- 2. 依頼者は、適用規格又は関連する他の規格等に従ったすべてのコミュニケーションの記録及びとられた処置の記録を、必要に応じて本会が利用できるようにしなければならない。

4.3 依頼者からの文書提出

- 1. 本会が要求する提出図書の提出方法は、原則として NK-PASS を利用するものとし、本会が適当と認める場合は、郵送及びメールで提出してよい。

4.4 依頼者との合意

- 1. 依頼者と本会が、過去に基本協定を締結している場合、本要領の内容を基本協定で読み替えることができる。

5. 業務提供の条件

5.1 一般

- 1. 本項に定める条件は、風力発電設備に対する型式認証に係る本会が提供する一切の業務（以下「業務」という。）に適用し、本会がこの業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。
- 2. 本会は、この業務の実施に際しては、十分な注意をはらい、かつ、専門家としてそれにふさわしい方法でこれを行う。なお、本会が指定する外部委託先に、評価の一部を委託する場合がある。
- 3. この業務の提供は、次の(1)及び(2)に示す条件を前提として、本要領に従いこれを行う。
 - (1) 本会が業務を行った後に発行する風力発電設備に対する型式認証に関する文書は、当該業務が実施された時点での当該風力発電設備型式の状態を示すものである。又、当該文書に記載されている事項、範囲を超えて証明又は報告するものではない。
 - (2) 業務に関連して本会が発行する文書は、本会への依頼者又は正当に権限を付与された者が使用するためのものであり、それ以外の第三者の使用に供するものではない。
- 4. この業務提供の条件又は本会が業務提供に関連して発行する文書のいかなる記述も、依頼者、又はその他の者が本来負うべき製品保証その他の契約上の義務又は過失を免責するものではなく、又第三者に対していかなる求償、賠償その他の請求権を付与するものでもない。
- 5. この業務提供に係る手数料については、次の条件を前提としてこれを行う。
 - (1) 業務に関する手数料等は、本会が別途定める規定による。本会は手数料等の定めを、任意に変更する権利を有する。
 - (2) 業務に関する見積書は、発行時点の手数料等の規定に基づいており、手数料等が変更される、又は係る工数が見積時点から大幅に変更となる場合には、再度見積書を作成し、依頼者に提示する。
 - (3) 業務に関する手数料等は、認証業務完了後に、本会が別途定める規定に従い請求し、請求書発行日から 60 日以内に依頼者より支払われるものとする。
 - (4) 支払いの遅滞の場合は、年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。
 - (5) 本会は、依頼者がその都合により、業務依頼を取り下げたときは、業務の既に実施した部分についての手数料を、依頼者から申し受ける。

5.2 機密保持

- 1. 本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためにいかなる第三者にも開示しない。本会が実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。ただし、文書、情報又は業務結果の内容もしくは写しは、裁判所からの命令、訴訟手続き又は各国政府等の公的機関から法に基づく正当な権限により要請がある場合に限ってはこれを開示する。

5.3 解釈

- 1. この業務提供の条件、規則及び本会が発行する文書の効力、適用及び解釈は、本会がこれを決定する。

6. 責任

6.1 責任

- 1. 本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、業務の提供の際の作為、不作為又は過失に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。

6.2 補償

- 1. 6.1 項の規定にかかわらず、依頼者の蒙った損失、損害又は費用が本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人の過失による作為もしくは不作為に起因することが立証されたときは、本会は、当該業務に対して本会が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、又は費用を補償する。

6.3 補償請求

- 1. 6.2 項に規定する損失、損害又は費用の補償請求は、当該業務が最初に提供された日から 6 ヶ月以内に本会宛に書面で行われなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは、いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。

7. 雑則

7.1 不服の申立て

- 1. 本要領に基づき実施された風力発電設備に対する型式認証業務の結果に関して不服があるとき、依頼者は「NKRE-AP-0002 苦情・異議・不正行為の申立て要領」に従い、認証の決定を行った翌日から起算して 30 日以内に文書を以て本会に対して調査を要求することができる。

7.2 その他

- 1. 本会は、依頼者の求めに応じて機密保持契約書を締結することができる。当該契約書の内容については、別途協議の上これを定めるものとする。

8. 準拠法及び合意管轄等

- 1. 本要領に関する解釈は日本国の法律に準拠するものとし、本要領に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

9. 反社会的勢力の排除

- 1. 次のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、何らの催告を要しないで、認証業務の提供を取り止めることができる。
 - (1) 依頼者、依頼者の役員もしくは実質的に経営権を有する者または従業員等（以下「役員等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 依頼者または役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等している場合または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
 - (3) 依頼者または役員等が反社会的勢力と交際している場合
 - (4) 前(1)~(3)に掲げる場合のほか、依頼者または役員等が反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合

10. 認証システムの管理

10.1 評価モジュールと認証種別

- 1. 本会が提供する認証業務は、代表的な例として図 1 に示す評価モジュールの組合せにより実施される。必要な評価モジュール及び組み合わせは、適用する認証基準が定める認証スキームによる。
- 2. 本会が提供する認証種別は、次のとおり。
 - (1) 型式認証
 - (2) 部品認証
 - (3) プロトタイプ認証
 - (4) 適合性評価



図 1 代表的な型式認証のプロセスと評価モジュール

10.2 認証文書及びシンボル類

- 1. 本会が発行する認証文書の有効期間は、次のとおりとする。
 - (1) 型式認証書：5 年間
 - (2) 部品認証書：5 年間
 - (3) プロトタイプ認証書：3 年間
 - (4) 適合証明書：5 年間
- 2. 本会は、申請された風力発電設備が認証基準に適合していることを確認し、認証文書の授与が承認された後、依頼者に認証文書を発行する。

- 3. 認証文書の効力は、認証文書発行日以降に製造された製品に限り有効とする。
- 4. 登録者はシンボル類の利用が可能となる。利用の詳細については、「NKRE-AP-0001 認証文書及びシンボル類の使用要領」に従うこと。

10.3 登録簿

- 1. 本会は、認証文書の授与を決定した場合、登録簿に少なくとも、「認証番号」、「型式番号」、「登録者名称」、「認証書発行日」、「認証書失効日」を登録し、これを公開する。
- 2. 本会は、登録簿に影響する認証の変更、認証の一時停止、認証の一時停止の解除、失効が決定された場合、速やかに登録簿を更新し、これを公開する。

10.4 年次報告書

- 1. 登録者は、認証が授与されて以降、毎年3月末日までに、前年の1年間（1月～12月）における認証された製品及び登録者に関する動向について、本会が公開する「年次報告書」を提出しなければならない。

11. 初回認証

11.1 一般

- 1. 初回認証の流れを図2に示す。

11.2 事前の相談

- 1. 本会の認証業務の提供を希望する依頼者は、事前に認証業務について、電話又は面談にて本会に相談することができる。ただし、本会が公開する文書について、相談に先んじて内容を確認していることが必要となる。
- 2. 事前の相談及び評価においては、認証基準の規定の解釈について確認することができる。ただし、設計に関する助言等、コンサルティングに類する相談は受け付けない。

11.3 申し込み

- 1. 初回認証の申し込みの受理は、本会が公開する「風車型式認証審査申込書」の提出を受けて行なうものとする。なお、依頼者は、当該申込書の提出を以って、申込日の時点で有効となっている本要領の内容に同意したものとみなされる。
- 2. 依頼者から認証審査申込書の提出された場合、本会は当該申込書の記載事項に不備がないことを確認の上、これを受理し、受理印を押印した認証審査申込書を依頼者へ送付する。
- 3. 当該申込書提出後、記載事項に変更が生じた場合は、速やかに本会に変更事項の通知を行うものとする。
- 4. 認証に係る手数料については、「風車型式認証 認証審査見積依頼書」の提出を受けてその内容に応じて、5.1-5.項に従って作成する見積書を本会から依頼者へ提示する。なお、依頼者からの求めに応じて、要すれば発注等の処理を別途行うものとする。

11.4 各モジュールの評価

- 1. 依頼者は、適用基準の要求に応じて、本会の評価に必要な文書を提出しなければならない。
- 2. 本会の評価において不適合が発見された場合は、依頼者にその旨を通知し、依頼者は是正しなければならない。
- 3. 型式試験は、次のいずれかの方法で試験が実施される必要がある。
 - (1) (推奨) ILAC MRA メンバーである認定機関から認定を受けた試験所が、試験所が保有する試験サイトでの試験実施
 - (2) (推奨) ILAC MRA メンバーである認定機関から認定を受けた試験所の監督の下、依頼者が提供又は指定する試験サイトでの試験実施
 - (3) 本会の監督及び立会いの下、認定を受けていない試験所が試験実施
- 4. 製造評価は、原則として、依頼者及び主たる構成要素又はプロセスの供給者を対象とする。ただし、小形風車の場合には、本会が適当と認める場合、依頼者のみとしてもよい。
- 5. 小形風車の場合には、評価のレビューとして風車認証委員会が開催される。

11.5 認証の決定

- 1. 本会は、最終評価の結果に基づき、認証の決定を行う。
- 2. 本会は、認証の授与を決定した場合、依頼者に認証文書を発行する。なお、認証文書に付帯条件がある場合、登録者は期日までに付帯条件を解消しなければならない。
- 3. 本会は、認証の拒否を決定した場合、その決定の理由を依頼者に通知する。

風車型式認証 初回認証審査フロー

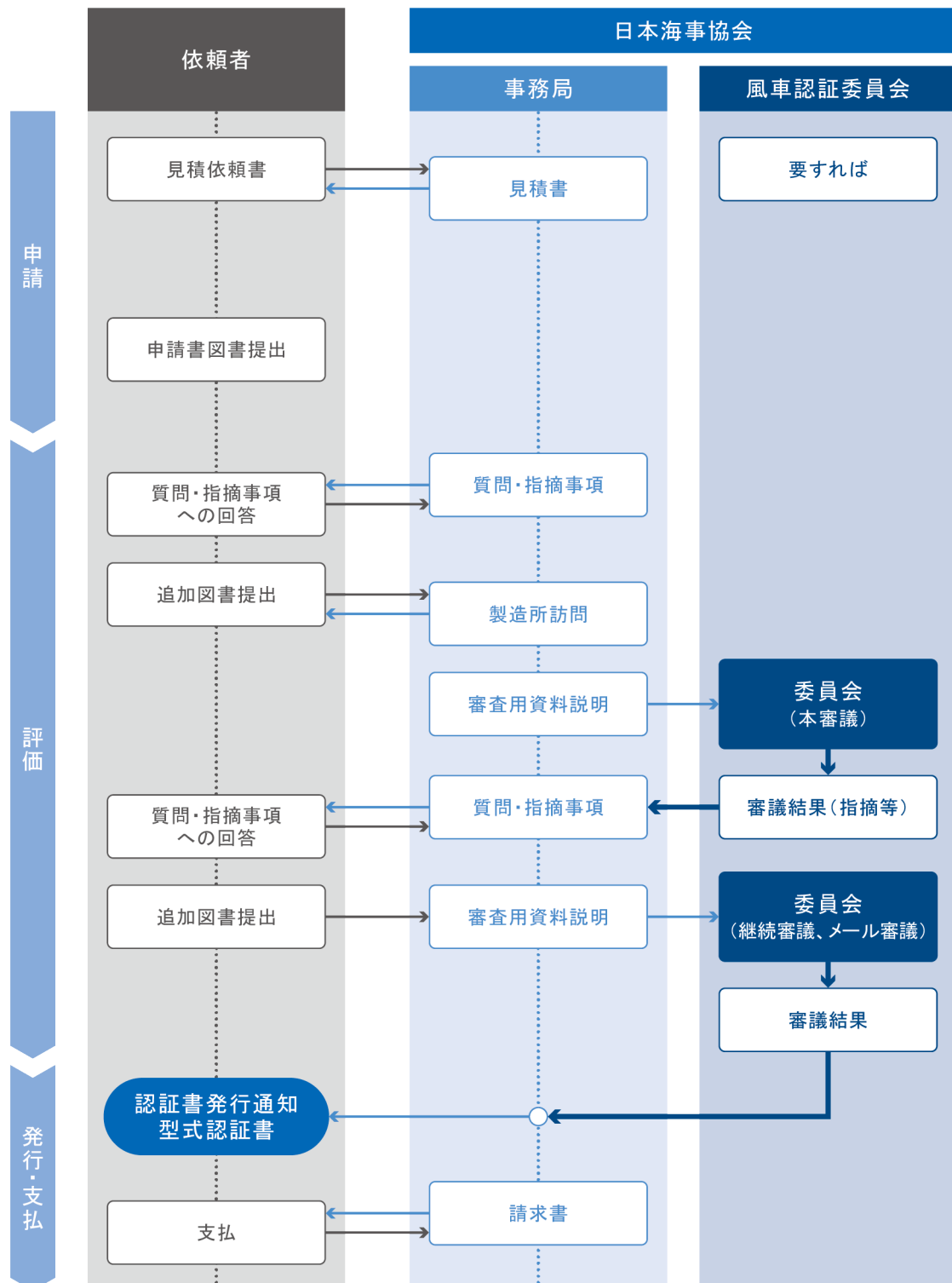


図2 初回認証の流れ

12. 認証の維持

12.1 サーベイランス

-1. 登録者は認証を維持するために、次のいずれかの頻度で、本会にサーベイランスを申し込み、審査を受けなければならない。申し込みは 11.3 項に準じる。

- (1) IAF MLA メンバーである認定機関から認定を受けた認証機関から JIS Q 9001 (ISO 9001) 認証を取得している場合には、3 年目の期間にサーベイランスを申請し、完了すること。図 3 に参考例を示す。

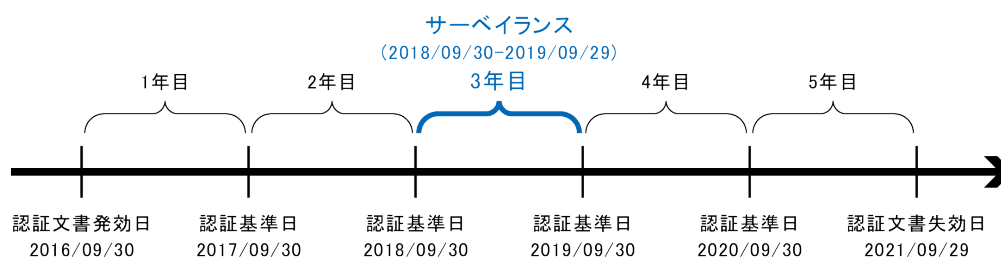


図 3 JIS Q 9001 (ISO 9001) 認証を有する場合のサーベイランス実施頻度

- (2) JIS Q 9001 (ISO 9001) 認証を取得していない場合には、毎年認証基準日の前後 3 ヶ月以内でサーベイランスを申請し、完了すること。図 4 に参考例を示す。

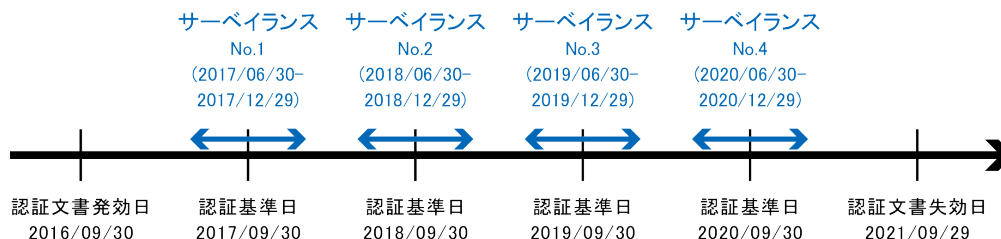


図 4 JIS Q 9001 (ISO 9001) 認証を有さない場合のサーベイランス実施頻度

12.2 認証の変更

-1. 登録者は、認証内容に影響を与える可能性がある次の変更を計画する場合、遅滞なく本会へ申し込み、審査を受けなければならない。申し込みは 11.3 項に準じる。

- (1) 登録者の変更（次に例示する）
- 事業譲渡による変更
 - 会社清算による事業継承
 - 会社統廃合による変更
- (2) 製品の設計に関する変更（次に例示する）
- 主要構成要素の設計変更（寸法、構造、材料、接合方法 等）
 - 主要構成要素の追加・廃止（製品型式、製造所 等）
 - 制御・安全システムの変更
 - 仕様の追加・廃止（寒冷地仕様、台風仕様 等）
- (3) 製品の製造方法に関する重大な変更
- (4) 品質マネジメントシステムの重大な変更

-2. 次の変更については、本会はこれを取り扱わない。

- (1) 設置される個別製品における変更（製品の使用者による要求、電力会社による要求 等）
- (2) 認証基準が定める適用範囲外の変更

12.3 更新のための再認証

-1. 登録者は、認証文書失効日の6ヶ月前から当該失効日当日までに、本会に認証更新のための再認証を申し込み、審査を受けなければならない。申し込みは11.3項に準じる。

12.4 臨時サーベイランス

-1. 登録者は、認証された製品について、次の事項を発見、又は、外部から報告を受けた場合には、速やかに（1週間以内に）本会へ報告しなければならない。

- (1) 製品が認証基準の要求事項に適合していない可能性を示す何らかの情報
- (2) 製品の使用者及び又は周辺に危害が及ぶ可能性のある損傷又は事故（次に例示する）
 - ロータの過回転
 - ブレードの亀裂、開口、座屈、飛散、焼損 等
 - ナセルの飛散、焼損 等
 - タワーの座屈、倒壊 等

(3) 製品における何らかの瑕疵

-2. 前-1.(2)に該当する場合は、次の内容を含む報告書を併せて提出すること。

- (1) 事故損傷名称
- (2) 事故損傷発生日時
- (3) 事故損傷発生場所（周辺地図及び設置場所を含む）
- (4) 事故損傷時及び事故前の天候・風況概要
- (5) 事故損傷内容（周辺への影響を含む）
- (6) 事故損傷風車の現状
- (7) 事故損傷への対応（国内同型式への対応を含む）
- (8) 写真（事故損傷前、事故損傷時、事故損傷後の詳細）

-3. 本会が、報告された内容について臨時サーベイランスが必要と判断した場合には、登録者は臨時サーベイランスを申し込み、審査を受けなければならない。申し込みは11.3項に準じる。

12.5 認証の一時停止

-1. 本会は、認証した製品、登録者において、次の事項のいずれかに該当する場合、認証を一時停止し、対応期日を含めて、その旨を登録者に通知する。

- (1) 12.4-1.項に関する事項が期日（1週間）内に報告されない場合
- (2) 臨時サーベイランスが必要と判断された場合
- (3) 認証文書発行時の付帯条件が期日までに解消されない場合
- (4) 年次報告書が期日までに提出されない場合
- (5) 認証業務に関する手数料が期日までに支払われない場合
- (6) サーベイランス又は更新のための再認証が、期間内に申請されなかった場合
- (7) サーベイランス又は更新のための再認証が、期限内に完了しなかった場合
- (8) サーベイランス又は更新のための再認証において重大な不適合があった場合
- (9) 依頼者又は登録者の不正行為が明らかとなった場合
- (10) 登録者が、認証に対する不十分な理解の下に、本会の地位、名誉、正当性を貶めるような、行動、発言、印刷物やウェブページの公開等を行った場合

(11) 認証文書及びシンボル類が、誤解を招く方法で使用された場合

12.6 認証の失効

- 1. 登録者が、認証一時停止に関して本会が指定する対応を期日までに完了しない場合には、本会は認証を取消し、その旨を登録者に通知する。なお、認証一時停止の期間は、最長 6 か月又は認証の有効期限迄のどちらか短い方とする。
- 2. 会社清算により登録者の法人格が消滅した場合、本会は速やかに認証を取消す。
- 3. 登録者は、認証書の有効期間内であっても、認証の終了（失効）を申し出ることができる。

以上

SERVICE PROCEDURE

NKRE-SP-0001 / 2025年10月

ClassNK

風車型式認証

一般財団法人 日本海事協会

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 TEL 03-5226-2032 E-mail re@classnk.or.jp

 **RENEWABLE ENERGY**